

平成25年9月25日  
教育委員会室

秋田市教育委員会  
平成25年9月定例会  
(案件)

付議案件

|        |                           |       |
|--------|---------------------------|-------|
| 議案第24号 | 秋田市雄和ふるさとセンター管理運営規則を廃止する件 | ... 1 |
| 議案第25号 | 秋田市河辺農林漁業資料館管理運営規則を廃止する件  | ... 2 |
| 議案第26号 | 秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件   | ... 3 |
| 議案第27号 | 教育委員会事務の点検・評価に関する件        | (別途)  |

議案第24号

秋田市雄和ふるさとセンター管理運営規則を廃止する件

秋田市雄和ふるさとセンター管理運営規則を次のように廃止する。

平成25年 9 月25日提出

秋田市教育委員会

委員長 進 藤 光 子

秋田市雄和ふるさとセンター管理運営規則を廃止する規則

秋田市雄和ふるさとセンター管理運営規則（平成19年秋田市教委規則第11号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成25年10月 1 日から施行する。

提案理由

雄和ふるさとセンターの廃止に伴い、この規則を廃止しようとするものである。

議案第25号

秋田市河辺農林漁業資料館管理運営規則を廃止する件

秋田市河辺農林漁業資料館管理運営規則を次のように廃止する。

平成25年 9 月25日提出

秋田市教育委員会

委員長 進 藤 光 子

秋田市河辺農林漁業資料館管理運営規則を廃止する規則

秋田市河辺農林漁業資料館管理運営規則（平成16年秋田市教委規則第22号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成25年10月 1 日から施行する。

提案理由

河辺農林漁業資料館の廃止に伴い、この規則を廃止しようとするものである。

## 議案第26号

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を次のように改正する。

平成25年 9 月25日提出

秋田市教育委員会

委員長 進 藤 光 子

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市教育委員会行政組織規則（平成3年秋田市教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第26条の3」を「第26条」に改める。

第8条第3項中第9号および第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号を第10号とし、第13号を第11号とする。

第26条の2および第26条の3を削る。

第27条第1項の表第3号中「河辺農林漁業資料館」を削り、同表第4号中「雄和ふるさとセンター」を削る。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

提案理由

雄和ふるさとセンターおよび河辺農林漁業資料館の廃止に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。